

(案)

射水市こども計画

<概要版>

(令和7年度 ～ 令和11年度)



令和7年 3 月

射水市

計画策定の趣旨

計画策定の背景

国は異次元の少子化対策を推進し、こども政策の取組を集中的に行うため令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」を新たに発足させるとともに、こども政策を社会全体で総合的に推進していくため「こども基本法」を施行、同年 12 月には「こども大綱」を制定しました。

本市においては、いち早く子ども条例を制定し、子どもの権利保護に取り組み、また、令和 2 年 3 月に策定した「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもの健やかな成長、保護者の支援体制の整備等に取り組んできましたが、こども・若者はこれからのまちの未来を担う貴重な存在であることから、引き続き安心してこどもを産み育てることができる環境の整備を図るとともに、こどもの成長を支援し、地域全体で子育て世代を応援する取組をさらに充実させていくことを目的に「射水市こども計画」を策定しました。

計画の対象

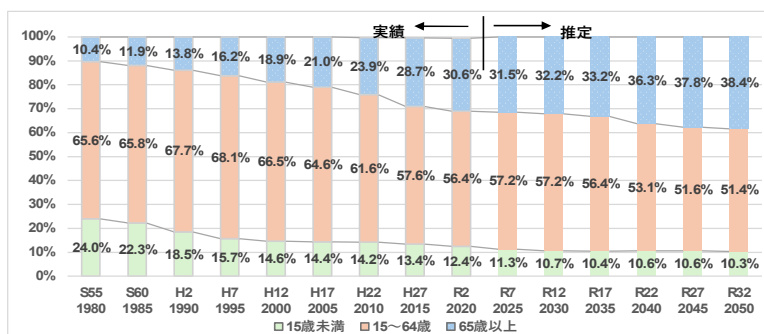
本計画のこども施策の対象は、「こども」「若者」「子育て当事者」とします。「こども」とは、こども基本法第 2 条において、「心身の発達の過程にある者」「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者」と定められています。また、こども大綱においては、乳幼児期・学童期・思春期・青年期の者とされています。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、「子供・若者育成支援推進大綱」において思春期から青年期の者まで、また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 40 歳未満の者等とされています。

こどもを取り巻く状況

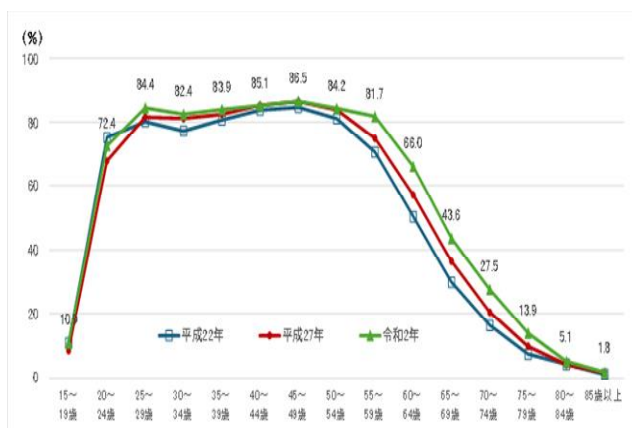
こどもの人口の推移と推計

年齢3区分別の人口割合では、令和2年(2020 年)時に高齢者人口(65 歳以上)が 30.6%を占め、年少人口(15 歳未満)の 12.4%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口は増え、年少人口は 10%程度の割合で推移するものと考えられます。



■女性の労働力率の推移

女性の労働力率をみると、平成22年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなっている、いわゆるM字カーブを描いていましたが、平成27年、令和2年と徐々にM字の谷の部分の浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。



■出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.63となっており、令和元年以降、国や県を上回って推移しています。



■保育園児数

※認定こども園(保育園部)、事業所内保育施設含む

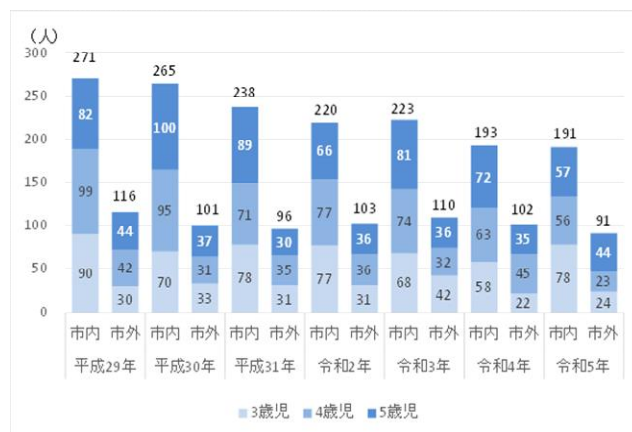
保育園の園児数は、やや減少で推移しています。



■幼稚園児数

※認定こども園(幼稚園部)含む

幼稚園の園児数は、減少傾向にあります。



本計画の基本理念

こども基本法の理念やこども大綱に沿った「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととし、すべてのこども・若者が、個人として等しく健やかに成長することができ、大人や地域に支えられ、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

こども育み 未来いろどる **こどもまんなか** いみず

国の「こども大綱」の基本方針を踏まえ、以下 6 つの基本方針を掲げ、「こどもまんなか いみず」の実現に向けた取組を推進します。

- 1 すべてのこどもが幸せに暮らすことができる環境づくり
- 2 次世代を担う若者への支援
- 3 子育て世帯への様々な支援
- 4 地域で支える子育て支援
- 5 こども・子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援
- 6 仕事と子育ての両立支援

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育の量の見込みと確保の内容

■ 確保の内容の考え方

確保の内容については、利用定員数等で定めています。また、利用定員については、毎年度各園の利用実態を踏まえて検証し、提供体制の確保に努めていきます。



■ 認定区分と提供施設

区 分	対 象	該当する施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園・地域型保育事業

■ 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策(市全体)

認定区分	対象事業	令和 11 年度までに必要な定員を確保	
		見込み量	確保量
1号認定(3～5 歳児)	幼稚園・認定こども園	133	767
2号認定(3～5 歳児)	(教育ニーズあり)	40	
2号認定(3～5 歳児)	保育園(教育ニーズなし)	1,558	1,850
3号認定(0 歳児)	保育園・認定こども園・地域型保育事業	145	220
3号認定(1 歳児)	保育園・認定こども園・地域型保育事業	372	490
3号認定(2 歳児)	保育園・認定こども園・地域型保育事業	493	580

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(単位:人)

事業名	事業内容	令和 11 年度	
		見込量	確保量
①時間外保育事業 (延長保育)	世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、18 時以降の延長保育を実施します。	660	660
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により、保護者が昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	923	1,209
③子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。	75	75
④地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等により、子育てに関する不安を軽減します。	30,000	30,000
⑤一時預かり事業	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり(預かり保育)を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	9,000	9,000
⑥病児・病後児保育事業	子どもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。	150	150
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員登録し、緊急的に育児が困難な場合や子どもの病気の回復期や夜間の一時預かり等の対応を行います。また、ひとり親家庭や低所得者の優先的利用に配慮します。	480	600
⑧妊婦一般健診事業	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	421	421
⑨乳児家庭全戸訪問事業	母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	438	438
⑩利用者支援	こども家庭センター及び市立子育て支援センターにおいて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	2 箇所	2 箇所
⑪妊婦等包括支援事業	妊婦届出時、妊娠8か月時、出産後に保健師や助産師による面談を行い、妊娠・出産、子育てに関する相談を実施します。	1,280	1,280
⑫乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	在宅保育中の3歳未満児を対象に、保護者の就労を問わず、月一定時間の範囲内で保育施設の自由な利用を実施します。	32	32
⑬産後ケア事業	産後のケアを必要とする母親及び乳児を対象に産科医療機関等で母子のケアや乳房管理、育児手技等についての支援を行います。	215	215
⑭実費徴収に係る補足 給付事業	低所得で家計が困難である方や第3子の子どもが保育園等に支払う施設の実費徴収額で副食費を免除します。対象者や対象範囲の拡大については、今後の情勢等を踏まえ検討します。		
⑮多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入の支援や認定こども園の特別支援教育・保育の提供体制の確保については、関係課が個別に対応しており、事業実施については、今後の情勢等を踏まえ検討します。		
⑯子育て世帯訪問支援事業	要保護・要支援家庭や特定妊婦、ヤングケアラー等を対象に、家事・育児ベビーシッターを派遣し負担の軽減を図りつつ、家庭問題に介入し環境を整え、虐待リスクを防止します。	720	720
⑰児童育成支援拠点事業	要保護・要支援家庭の児童等に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	20	20

基本目標と施策の展開

6つの基本方針に基づき、こども施策を効果的かつ効率的に進めるため、6つの基本目標と18の基本施策により各種事業を展開します。

基本目標1 こどもの権利保護の推進

(1)こどもの権利啓発及び確保に向けた取組

子どもの権利支援センター、こどもが安心して過ごせる場の確保 等

(2)学校教育を軸とした学力保障

(3)こどもの成長と子育てを支える気運の醸成

「射水市こどもまんなか応援サポーター宣言」に伴う取組 等

基本目標2 若者・子育て世代から選ばれる環境づくり

(1)安心して生活できる環境づくり

結婚新生活支援事業、プレコンセプションケア※、若者に選ばれる市内企業の育成・支援 等

※将来のライフプランを考えながら、若い男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと。

(2)男女の出会い、婚活支援の取組

出会いの場の創出

基本目標3 子育て世帯への支援体制の整備

(1)多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

病児・病後児保育等(特別保育)の充実、こども誰でも通園制度 等

(2)良好な幼児教育・保育環境の整備

保育士等の確保・定着、保育園等の業務のICT化 等

(3)地域子育て支援等の充実

ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターの充実 等

(4)多様な居場所づくりの推進

放課後児童クラブ、児童館・児童室、こども食堂、参加支援事業 等

(5)家庭・地域の教育力の向上

いみず親学びスクール、子どもの読書の推進、地域組織活動の支援、コミュニティ・スクールの推進 等

(6)子育て世帯の経済的負担の軽減

子ども医療費助成、保育料・副食費の軽減、不妊・不育症治療費助成、プレ妊活健診費助成事業 等

基本目標4 困難を抱える子育て家庭への支援

(1)生活困窮家庭等への支援

ひとり親家庭、ひきこもり・不登校・ヤングケアラー等の困難を抱える
こども・家庭への支援 等

(2)障がいのあるこどもへの支援

障がい児・医療的ケア児の保育、放課後等デイ、特別支援教育就学奨励費 等

(3)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

こども家庭センター、未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業、
家事・育児サポート事業 等

基本目標5 親子の健康づくりの充実

(1)安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊産婦相談、産前・産後サポート事業、妊婦等包括相談支援事業、
プレ妊活健診費助成事業、もうすぐパパママ教室 等

(2)乳幼児の健康づくり

新生児等訪問指導、子ども発達相談、幼児ことばの教室、乳幼児健診 等

(3)小児医療の充実

基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1)子育て世代を応援する官民連携の取組

育児休業制度の普及促進、多様な働き方を叶える企業誘致の推進、
女性のためのキャリアアップ応援補助事業 等

計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市民や関係団体、事業者等が連携・協力し、各種事業を効果的・効率的に進めます。また、適正かつ円滑な実施のため、福祉・教育・保健・雇用等の庁内関係課と連携し、事業の点検・評価等を行います。

推進体制 及び 事業の 点検・評価 の実施

- 1 射水市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価、検証
- 2 こども・若者・子育て当事者への意見聴取並びにこども施策への反映等
- 3 家庭、地域、企業、関係機関等との連携・協働
- 4 計画の周知・浸透
- 5 社会情勢の変化等を踏まえたこども施策の充実や見直し



射水市こども計画

【概要版】

令和7年 3 月

発 行：射水市

編 集：福祉保健部 子育て支援課

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL 0766-51-6629

FAX 0766-51-6660
